

2021年6月3日

逗子市

## 商店等新しい生活様式対応支援事業補助金について

中小企業者及び個人事業者が、市内商店等において、ポストコロナを見据えた新しい生活様式の実現のために実施する事業について、その対象経費を補助することにより、中小企業者等の事業継続を確保し、もって地域経済の活性化を目指します。

- 交付対象者 市内で商店等を営んでいる中小企業者及び個人事業者
- 申請受付期間 令和3年7月1日から令和4年1月31日まで
- 補助対象 フリーWi-Fi等を整備するための通信設備や、キャッシュレス決済機器の購入費用、アクリル板や非接触体温計などの購入費用など
- 補助対象及び交付額（一店舗当たり）

補助対象事業区分	補助対象	交付額	
		単独申請	併用申請
ポストコロナ対応枠	テレワーク等の環境整備のために必要となるフリーWi-Fi等を整備するための通信設備や、キャッシュレス決済機器の購入、工事又はリースに係る費用	交付上限額： 80,000円 補助率：3/4	交付上限額： 230,000円 補助率：3/4
非対面推進枠	効果的な換気の実施のために必要となる機器の購入、工事又はリースに係る費用	交付上限額： 100,000円 補助率：1/2	
	飛沫防止のために必要となる設備の購入、工事又はリースに係る費用		
	非接触の推進に必要な機器、設備の購入、工事又はリースに係る費用		

- 申請方法等 経済観光課に交付申請をし、交付決定を受けた後に事業を実施する。事業が完了した後、実績報告書を提出し、補助金を請求して交付を受ける。令和3年4～6月に事業を完了している場合は、交付申請書兼実績報告書を提出した後に補助金を請求して交付を受ける。

※市議会第2回定例会での補正予算の議決後に正式決定となります。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・大野

電話：046-873-1111 内線280・281